

独立行政法人の格付けについて

格付投資情報センター（R&I）は特殊法人から独立行政法人に移行した政府系機関の格付けの考え方をまとめた。一連の特殊法人改革はほとんどの政府系機関にとって実質的な変化をもたらすものではなかった。むしろ改革というふるいにかけて形を取ることで、政府が存続法人の「政策上の重要性」を再確認する形となった。独立行政法人に衣替えした法人は総じて事業継続や国による資金支援の安定性が中期的に確保されたと R&I は判断している。

本日公表した緑資源機構の格上げはこのような考え方に基づいているが、独立行政法人に移行したすべての政府系機関が格上げ方向に向かうとは限らない。

今年5月に年次見直しを公表した福祉医療機構については、事実上独占していた社会福祉施設向けの融資業務が民間金融機関にも開放される方向になり事業リスクが高まったと判断、独立行政法人化によるポジティブ要素が相殺されたとして格付けを据え置いた。同じく7月に格付けを維持した都市再生機構は分譲事業の含み損が自己資本に比べて巨額で、賃貸事業についても中長期的な投資回収の確実性に問題があるにもかかわらず、政府から明確な支援措置がまだ示されない点を考慮した。都市再生機構については国費による債務削減や新たな補助金・補給金の注入など抜本的な再建策が明示されれば格上げを検討する。独立行政法人への移行を格付けに反映するにあたっては、法人個別の状況を精査して織り込んでいく。

独立行政法人は事業内容について定期的に第三者委員会の評価を受け、評価次第では事業の大幅見直しや廃止もあり得る。これは特殊法人時代との大きな変更点かもしれない。しかし委員会は各所管省庁内に設けられ、委員も所管大臣が任命する。このため評価委員会が独立行政法人の償還能力を著しく損なうような事業・組織の改廃を勧告する可能性は低いだろう。

現在、政府が進めている郵政民営化の作業の結果によっては、国内の資金循環に大きな変化をもたらす、財投資に依存する独立行政法人の調達構造が根本的に変わる可能性がある。ただ特殊法人改革の一つの山であった道路関係公団民営化の着地点などを見ていると、政府が郵貯・財投制度の見直しにどこまで踏み込むか分からない。今のところ、独立行政法人の格付けには郵政民営化に伴う環境変化をほとんど織り込んでいない。